

# 柏市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱

制定 平成20年 3月31日

施行 平成20年 4月 1日

## (目的)

第1条 この要綱は、廃棄物処理施設の設置等をする者に対して行う廃棄物処理施設の設置等の計画に関する指導、事業者等に対して行う廃棄物処理施設の維持管理に関する指導等に関し必要な事項を定めることにより、生活環境の保全及び廃棄物の処理の適正の確保を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をいう。
- (2) 政令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいう。
- (3) 省令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）をいう。
- (4) 条例 柏市産業廃棄物不適正処理防止条例（平成19年柏市条例第57号）をいう。
- (5) 条例施行規則 柏市産業廃棄物不適正処理防止条例施行規則（平成20年柏市規則第2号）をいう。
- (6) 廃棄物の処理 廃棄物の処分（海洋投入処分を除く。）及び廃棄物の再生利用並びに産業廃棄物の積替え又は保管をいう。
- (7) 産業廃棄物の積替え又は保管 次に掲げるものをいう。
  - ア 政令第6条第1項第1号ハ及びニの規定により行う産業廃棄物の積替え
  - イ 政令第6条第1項第1号ホ及びヘの規定により行う産業廃棄物の保管

- ウ 政令第6条の5第1項第1号ロの規定により行う特別管理産業廃棄物の積替え
- エ 政令第6条の5第1項第1号ニの規定により行う特別管理産業廃棄物の保管
- (8) 廃棄物処理施設 最終処分場，中間処理施設，産業廃棄物の積替保管施設及び産業廃棄物の再生利用施設をいう。
- (9) 最終処分場 政令第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場及び政令第7条第14号に規定する産業廃棄物の最終処分場をいう。
- (10) 中間処理施設 次に掲げる施設をいう。
  - ア 政令第5条第1項に規定するごみ処理施設
  - イ 政令第7条に規定する産業廃棄物の処理施設（同条第14号に規定する産業廃棄物の最終処分場を除く。）
  - ウ その事業活動に伴い産業廃棄物を排出する事業者（以下「排出事業者」という。）が自ら当該産業廃棄物を処理するために設置する施設であって，当該産業廃棄物を排出する事業場以外の場所に設置するもの（前号，次号及び第12号並びにこの号ア及びイに該当するものを除き，条例第10条第1号又は第2号に掲げるものに限る。）
  - エ 廃棄物処理業者の設置する当該事業に係る施設（前号，次号及び第12号並びにこの号ア及びイに該当するものを除く。）
- (11) 産業廃棄物の積替保管施設 産業廃棄物の積替え又は保管を行うための施設をいう。
- (12) 産業廃棄物の再生利用施設 産業廃棄物再生利用業者の設置する当該事業に係る産業廃棄物の積替え又は保管を行う施設及び産業廃棄物の再生利用を行う施設をいう。
- (13) 事業者等 排出事業者，廃棄物処理業者及び産業廃棄物再生利用業者をいう。
- (14) 廃棄物処理業者 法第7条第1項若しくは第6項，法第14条第1項若しくは第6項，法第14条の4第1項若しくは第6項の許可を受けた者又はこれらの許可に係る申請をしようとする者若しくはこれらの許可に係る申請をした者をいう。

(15) 産業廃棄物再生利用業者 省令第9条第2号若しくは第10条の3第2号の指定を受けた者又はこれらの指定に係る申請をしようとする者若しくはこれらの指定に係る申請をした者をいう。

(16) 廃棄物処理施設の設置等 次に掲げるものをいう。ただし、第4条の2第1項に規定する廃棄物処理施設の更新及び設備の交換を除く。

ア 廃棄物処理施設の設置

イ 廃棄物処理施設の主要な設備の変更又は処理能力の増加

ウ 廃棄物処理施設において取り扱う廃棄物の種類の変更（種類の追加に限る。）

エ 廃棄物処理施設の用に供する土地の面積の拡大

オ 排出事業者が、自ら排出する産業廃棄物の処理を行うことを目的として現に有している又は使用している処理施設の廃棄物処理業の目的での使用

カ その他生活環境の保全上の支障を生じるおそれ又は災害の発生のおそれがあると市長が認める廃棄物処理施設の構造等の変更

（事業者等の責務）

第3条 市長は、事業者等が、法、政令、省令その他関係法令及びこの要綱に定めるところに従い廃棄物の処理及び廃棄物処理施設の設置等を行うよう指導するものとする。

2 市長は、事業者等が、廃棄物の処理及び廃棄物処理施設の設置等に起因する公害及び災害の発生を防止することにより、地域住民の生命及び財産に被害を与えることのないよう指導するものとする。

3 市長は、事業者等が、本市が定める土地利用及び環境保全に関する計画に適合するように廃棄物処理施設の設置等を行うよう指導するものとする。

4 市長は、事業者等が、地域住民その他の利害関係者（以下「地域住民等」という。）の理解を得た上で廃棄物処理施設の設置等を行うよう指導するものとする。

5 市長は、事業者等（その委任を受けた者を含む。）が、この要

綱の規定に基づき地域住民等に対して廃棄物処理施設の設置等に関する説明及び交渉を行うときは、誠意をもって行うよう指導するものとする。

- 6 市長は、廃棄物処理業者が、廃棄物の処理及び廃棄物処理施設の設置等に係る計画の策定を行うに当たっては、本市の区域内から排出される廃棄物の取扱いを優先し、本市の区域外から排出される廃棄物の取扱いを抑制するよう指導するものとする。

（廃棄物処理施設設置等事前協議書の提出等）

第4条 市長は、廃棄物処理施設の設置等（次に掲げる廃棄物処理施設に係るものに限る。）を行おうとする者（以下「廃棄物処理施設の設置等予定者」という。）が、法第8条第1項、第9条第1項、第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項若しくは第6項、第14条の5第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項若しくは条例第10条若しくは第14条第1項の許可の申請若しくは省令第9条第2号若しくは第10条の3第2号の指定の申請又は法第14条の2第3項又は第14条の5第3項において準用する法7条の2第3項の規定による届出を行う前に、当該廃棄物処理施設の設置等の計画について廃棄物処理施設設置等事前協議書（以下「事前協議書」という。）を市長が指示する部数提出して市長と協議するよう指導するものとする。

(1) 排出事業者の設置する最終処分場（産業廃棄物を排出する事業場以外の場所に設置するものに限る。）

(2) 排出事業者の設置する中間処理施設（第2条第10号ア及びイに掲げる施設のうち産業廃棄物を排出する事業場内に設置するもの並びに同号エに掲げる施設を除く。）

(3) 廃棄物処理業者の設置する当該事業に係る最終処分場、中間処理施設及び産業廃棄物の積替保管施設

(4) 産業廃棄物の再生利用施設

- 2 前項の規定は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条第1項の規定により都市計画に定められた施設に係る廃棄物処理施設の設置等については、適用しない。

- 3 事前協議書には、次に掲げる書類及び図面を市長が指示する部

数添付しなければならない。

(1) 環境調査報告書

(2) 廃棄物処理施設の位置図（縮尺25,000分の1程度のもの）

(3) 廃棄物処理施設の付近の見取図（縮尺2,500分の1程度のもの）

(4) 廃棄物処理施設の設計概要図（平面図，立面図，側面図等）

(5) 廃棄物処理施設の用に供する土地に係る登記事項証明書及び公図の写し

(6) 最終処分場又は中間処理施設（第2条第10号ア及びイに掲げるものに限る。）に係るものにあつては，生活環境影響調査計画（方法）書（当該廃棄物処理施設の設置等が次のいずれかに該当する場合にあつては，それぞれに定める書類に代えることができる。）

ア 環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第4項に規定する対象事業 同法第14条第1項に規定する環境影響評価準備書又は同法第21条第2項に規定する環境影響評価書

イ 千葉県環境影響評価条例（平成10年千葉県条例第26号）第2条第3項に規定する対象事業 同条例第14条第1項に規定する環境影響評価準備書又は同条例第24条第2項に規定する環境影響評価書

(7) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める書類及び図面

4 市長は，廃棄物処理施設の設置等予定者が，市長が別に定める廃棄物処理施設の立地等に関する基準，廃棄物処理施設の構造に関する基準（以下「構造基準」という。）及び廃棄物処理施設の維持管理に関する基準（以下「維持管理基準」という。）に適合するように廃棄物処理施設の設置等の計画を定めるよう指導するものとする。

5 市長は，廃棄物処理施設の設置等予定者（当該廃棄物処理施設の設置等について法第8条第1項，第9条第1項，第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項又は条例第10条若しくは第

14条第1項の許可（以下「施設設置許可」という。）を受けなければならない者に限る。）が、第11条の規定による通知を受けた後において当該施設設置許可の申請を行うよう指導するものとする。

（廃棄物処理施設の更新や施設設備の交換）

第4条の2 市長は、事業者等が同一の廃棄物処理施設を同一の位置において更新又は施設設備の交換（第2条第10号及び第12号に該当する施設に限る。）を行おうとするときは廃棄物処理施設更新等計画書を2部市長に提出するよう指導するものとする。

2 前項の廃棄物処理施設更新等計画書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 場内施設配置図

(2) 廃棄物処理施設の計画概要図（平面図，立面図，側面図，構造図，断面図，施設のカタログ類）

(3) 施設処理能力計算書

(4) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める書類及び図面

3 市長は、第1項の提出があった場合には事業者等に必要な手続について通知するものとする。

（協議会の審査）

第5条 市長は、第4条第1項の規定による事前協議書の提出があったときは、必要に応じて現地調査を行うとともに、当該事前協議書に係る廃棄物処理施設の設置等の計画に関し第27条第1項の規定により設置する廃棄物処理施設設置等協議会（次項及び次条第1項において「協議会」という。）に審査させるものとする。

2 市長は、前項の規定による協議会の審査のために必要があると認めるときは、前条第1項の規定により事前協議書を提出した者（以下「協議申出者」という。）に対し、協議会の会議に出席し、当該審査に係る廃棄物処理施設の設置等の計画について説明するよう指導するものとする。

（計画の審査指示等）

第6条 市長は、前条第1項の規定による協議会の審査の結果に基づき、協議申出者に対し、審査指示書により次に掲げる事項を指

示し、又は当該審査に係る廃棄物処理施設の設置等の計画を廃止するよう指導するものとする。

(1) 当該審査に係る廃棄物処理施設の設置等を行うに当たって留意しなければならない事項

(2) 次に掲げる区域のうち市長が指定する区域（以下「関係地域」という。）に居住する者（以下「関係地域住民」という。）を対象とした当該審査に係る廃棄物処理施設の設置等の計画に関する説明会の開催

ア 当該計画が最終処分場に係るものである場合にあっては、当該最終処分場の用に供する土地の区域からおおむね300メートル以内の地域及び廃棄物の搬入に使用する道路（国道、県道及び市道並びに柏市法定外公共物管理条例（平成13年柏市条例第15号）に規定する法定外公共物である道路を除く。イにおいて「搬入道路」という。）の境界からおおむね30メートル以内の地域

イ 当該計画が最終処分場以外の廃棄物処理施設に係るものである場合にあっては、当該廃棄物処理施設の用に供する土地の区域からおおむね200メートル以内の地域及び搬入道路の境界からおおむね30メートル以内の地域

2 市長は、前項の規定による指示（以下「審査指示」という。）を行うに当たっては、必要に応じて生活環境の保全に関し専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

3 第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、廃棄物処理施設の設置等が次のいずれかに該当する場合であって、市長が同号の規定による説明会の開催の必要がないと認めるときは、適用しない。

(1) 環境影響評価法第2条第4項に規定する対象事業

(2) 千葉県環境影響評価条例第2条第3項に規定する対象事業

(3) 建設工事に伴って生じた汚泥に係る最終処分場の設置者が行う当該最終処分場内における当該汚泥の脱水施設又は乾燥施設の設置

(4) 製造施設等として設置され、おおむね5年以上の製造の実績がある施設を利用して廃棄物の処理を行うことに伴うもの

- (5) 排出事業者が排出した産業廃棄物を自ら処理するための施設として設置され、おおむね5年以上の処理の実績がある施設を利用して他の者が排出した廃棄物の処理を行うことに伴うもの
- (6) 土地区画整理事業等の施行による産業廃棄物処理施設（最終処分場を除く。）の移設（当該土地区画整理事業等の施行区域内におけるものに限る。）
- (7) 既に造成が完了している工業専用地域内におけるもの
- (8) おおむね5年以上の処理実績のある廃棄物処理施設（以下この号において「既存施設」という。）の処理能力の増加（既存施設が設置されている事業場と同一の事業場内に設置される廃棄物処理施設及び当該事業場に近接する事業場内に設置される廃棄物処理施設であって、既存施設と一体として機能していると判断されるものがある場合にあっては、これらを1の廃棄物処理施設とみなして処理能力が増加している場合を含む。）であって、増加後の処理能力が既存施設を新設したときにおける事前協議書に記載した処理能力の10分の15を超えないもの（当該処理能力の増加により新たに中間処理施設（第2条第10号ウ及びエに掲げる施設を除く。）に該当することとなるものを除く。）
- (9) 廃棄物処理施設の構造、設備等の変更（主要な部分に係るものを除く。）又は廃棄物処理施設において取り扱う廃棄物の種類の変更（種類の追加に限る。）。ただし、当該変更により新たに中間処理施設（第2条第10号イに掲げる施設に限る。）に該当することとなる場合及び政令第2条の4第4号に規定する感染性産業廃棄物又は同条第5号に規定する特定有害産業廃棄物を追加する場合を除く。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定めるもの（説明会の開催）

第7条 市長は、協議申出者が、前条第1項第2号に規定する廃棄物処理施設の設置等の計画に関する説明会（以下「説明会」という。）を、関係地域内の適当な場所（関係地域内に説明会を開催する適当な場所がない場合にあっては、関係地域の周辺の地域における適当な場所）において開催するよう指導するものとする。

2 市長は、協議申出者が、説明会を開催するときは、説明会を開催する日時及び場所並びに廃棄物処理施設の設置等の計画の概要についてあらかじめ関係地域住民に周知するよう指導するものとする。

3 市長は、協議申出者が、その責めに帰することのできない事由により説明会を開催することができない旨の申出をした場合であって、その申出に理由があると認めるときは、説明会の開催に代えて事前協議書並びに当該事前協議書に添付した第4条第3項各号に掲げる書類及び図面（以下「事前協議書等」という。）の内容を平易に要約した文書の配布等の方法により、関係地域住民に対し廃棄物処理施設の設置等の計画に関する説明をするよう指導するものとする。

（関係地域住民との調整）

第8条 市長は、協議申出者が、廃棄物処理施設の設置等に当たり周辺地域の生活環境の保全のために実施する措置に関する事項（以下「環境保全に関する事項」という。）について関係地域住民と協議し、環境保全に関する事項について世帯主である関係地域住民の3分の2以上の者からの合意を得、又は世帯主である関係地域住民の3分の2以上の者により構成する団体の長との間で環境保全に関する事項に係る協定を締結するよう指導するものとする。

2 前項の規定は、廃棄物処理施設の設置等が第6条第3項各号のいずれかに該当する場合であって、市長が同項の規定による環境保全に関する事項に係る合意の取得又は協定の締結（以下「環境保全協定の締結等」という。）の必要がないと認めるときは、適用しない。

（審査指示事項調整済回答書）

第9条 市長は、協議申出者が、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める書類を市長が指示する部数市長に提出するよう指導するものとする。

(1) 第6条第1項第1号に規定する事項についての調整（以下「調整」という。）及び環境保全協定の締結等を完了したとき  
審査指示事項調整済回答書

(2) 説明会の開催又は第7条第3項の規定により説明会の開催に代わる廃棄物処理施設の設置等の計画に関する説明（以下「説明会の開催等」という。）をしたとき 廃棄物処理施設設置等説明会実施状況報告書

2 市長は、前項各号に掲げる書類の提出を受けたときは、その内容を確認するものとする。

（再審査指示等）

第10条 市長は、前条第2項の場合において、協議申出者が審査指示に従い調整をしていないことを確認したときは、当該協議申出者に対し、改めて当該審査指示に従い調整を行うよう指示するものとする。

2 市長は、前条第2項の場合において、協議申出者が環境保全協定の締結等をしていないことを確認したときは、当該協議申出者に対し、改めて環境保全協定の締結等をするよう指導するものとする。

3 前条（第1項第2号に係る部分を除く。）の規定は、第1項の規定による指示及び前項の規定による指導をした場合について準用する。

4 市長は、前条第2項の場合において協議申出者が説明会において廃棄物処理施設の設置等の計画に関し必要な説明を尽くしていないと認めるとき又は第7条第3項の規定による申出をした者があった場合において当該申出に理由がないと認める場合は、これらの者に対し、改めて説明会を開催するよう指示するものとする。

5 市長は、前条第2項の場合において、第7条第3項の規定により説明会の開催に代わる廃棄物処理施設の設置等の計画に関する説明をした者が、必要な説明を尽くしていないと認めるときは、当該説明をした者に対し、改めて同項の規定による説明をするよう指導するものとする。

6 前条（第1項第1号に係る部分を除く。）の規定は、第4項の規定による指示及び前項の規定による指導をした場合について準用する。

（事前協議の終了の通知）

第11条 市長は、次のいずれかに該当するときは、協議申出者に

廃棄物処理施設の設置等の計画についてのこの要綱に基づく市長の指導を終了する旨の通知をするものとする。

(1) 協議申出者が審査指示をされた全ての事項について当該審査指示に従い処理をしたこと及び環境保全協定の締結等をしたことを第9条第2項の規定により確認したとき。

(2) 前条第1項，第2項，第4項又は第5項の規定による指示又は指導をした場合において，協議申出者が当該指示又は指導をされた全ての事項について当該指示又は指導に従い処理をしたことを同条第3項又は第6項において準用する第9条第2項の規定により確認したとき。

(事前協議書の変更)

第12条 市長は，協議申出者が，事前協議書等に記載した内容の変更をしたときは，遅滞なく第4条第3項各号に掲げる書類及び図面のうち当該変更に係るものを添付した当該変更後の事前協議書を市長が指示する部数提出して市長と協議するよう指導するものとする。

2 第5条から前条までの規定は，前項の規定による変更後の事前協議書の提出があった場合について準用する。

(報告の徴収)

第13条 市長は，協議申出者に対し，必要に応じて調整，環境保全協定の締結等又は説明会の開催等の状況について報告を求めるものとする。

(事前協議の取下げ)

第14条 市長は，協議申出者が，第4条第1項の規定により提出した事前協議書（第12条第1項の規定により提出した変更に係る事前協議書を含む。）を取り下げようとするときは，事前協議取下書2部を提出することにより市長に届け出るよう指導するものとする。

(指導等の手続の省略)

第15条 市長は，廃棄物処理施設の設置等の計画の内容が廃棄物の処理を適正に行うことができるものであると認めるとき，地域住民等の理解を得ることができるものであると認めるときその他市長が特に必要がないと認めるときは，第5条から第13条まで

の規定による協議申出者に対する指導その他の手続の全部又は一部を省略するものとする。

(構造基準の遵守)

第16条 市長は、事業者等が、廃棄物処理施設の設置等をするときは、廃棄物処理施設の構造について、構造基準を遵守するよう指導するものとする。

(廃棄物処理施設設置の設置の届出等)

第17条 市長は、廃棄物処理施設の設置等予定者(当該廃棄物処理施設の設置等について施設設置許可を受けなければならない者を除く。)に対し、第11条の規定による通知を受けた後に、廃棄物処理施設設置届出書を2部市長に提出することにより廃棄物処理施設の設置等について市長に届け出るよう指導するものとする。

(譲受け等に係る届出)

第18条 市長は、前条の規定による届出をした者から当該届出に係る施設を譲り受け、又は借り受けようとする者に対し、あらかじめ譲受け届出書を2部市長に提出することにより市長に届け出るよう指導するものとする。

2 市長は、前条の規定による届出をした者について相続、合併又は分割があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該届出に係る施設の全部を承継した法人に対し、当該相続、合併又は分割があった日から30日以内に、相続等届出書2部にその事実を証する書面2部を添付して市長に提出することにより市長に届け出るよう指導するものとする。

(工事完了の報告)

第19条 市長は、廃棄物処理施設の設置等(最終処分場及び中間処理施設(第2条第10号ウ及びエに掲げる施設を除く。))並びに小規模産業廃棄物処理施設(条例第2条第3号に規定する小規模産業廃棄物処理施設をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)をする者、又は第4条の2第3項の規定により、使用前検査を受けるよう通知を受けた者が、当該廃棄物処理施設の設置等の工事を完了したときは、工事完了報告書2部を市長に提出することに

より市長にその旨を届け出るよう指導するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による届出をした者に対し、次条第2項の規定による通知を受けた後でなければ、当該届出に係る廃棄物処理施設を使用しないよう指導するものとする。

(使用前検査)

第20条 市長は、省令第4条の4第1項、省令第12条の4第1項若しくは条例施行規則第6条第1項の規定による申請又は前条第1項の規定による届出があったときは、当該申請又は届出に係る廃棄物処理施設が構造基準に適合しているかどうかの検査を行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定による検査の結果、省令第4条の4第1項、省令第12条の4第1項若しくは条例施行規則第6条第1項の規定による申請又は前条第1項の規定による届出に係る廃棄物処理施設が構造基準に適合していると認めるときは、その旨を当該申請又は届出をした者に通知するものとする。

(処理業の許可等の申請)

第21条 市長は、第19条第1項に規定する者(当該廃棄物処理施設の設置等について法第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項若しくは第6項又は法第14条の5第1項の許可又は省令第9条第2号若しくは第10条の3第2号の指定(以下この条において「許可等」という。))を受けなければならない者に限る。)に対し、前条第2項の規定による通知を受けた後において当該許可等の申請を行うよう指導するものとする。

(維持管理基準の遵守)

第22条 市長は、事業者等が、維持管理基準を遵守してその設置する廃棄物処理施設の維持管理をするよう指導するものとする。

(維持管理の状況の報告)

第23条 市長は、事業者等が、その設置する廃棄物処理施設(最終処分場及び中間処理施設(第2条第10号ウ及びエに掲げる施設を除く。))を除く。)の維持管理の状況を毎日記録し、次の各号に掲げる期間における当該維持管理の状況をそれぞれ当該各号に定める日までに廃棄物処理施設維持管理状況報告書2部を市長

に提出することにより市長に報告するよう指導するものとする。

(1) 1月1日から3月31日までの間 4月10日

(2) 4月1日から6月30日までの間 7月10日

(3) 7月1日から9月30日までの間 10月10日

(4) 10月1日から12月31日までの間 翌年の1月10日

(事故時の措置)

第24条 市長は、事業者等が、その設置する廃棄物処理施設その他廃棄物の処理のための施設（次項において「廃棄物処理施設等」という。）について故障、破損その他の事由により事故が生じたときは、直ちに応急の措置をとるとともに、速やかに廃棄物処理施設事故報告書2部を市長に提出することにより市長にその状況を報告するよう指導するものとする。

2 前項に規定する場合において、市長は、事業者等に対し、事故の拡大又は再発の防止のために必要な措置をとること及び当該措置を完了するまでの間廃棄物処理施設等の操業を停止することを指導するものとする。

(廃止等の届出)

第25条 市長は、事業者等が、その設置する廃棄物処理施設（最終処分場及び中間処理施設（第2条第10号ウ及びエに掲げる施設を除く。）並びに小規模産業廃棄物処理施設を除く。）を廃止し、若しくは休止し、又は休止した当該廃棄物処理施設を再開したときは、遅滞なく、廃棄物処理施設廃止（休止・再開）届出書2部を市長に提出することにより市長に届け出るよう指導するものとする。

(最終処分場の閉鎖協議)

第26条 市長は、事業者等が、最終処分場を廃止しようとするときは、省令第5条の5の2第1項又は第12条の11の2第1項の規定による申請をする前に、廃棄物最終処分場閉鎖協議書2部を市長に提出することにより市長に協議するよう指導するものとする。

(協議会の設置及び運営)

第27条 廃棄物処理施設の設置等の計画について適正な指導を期するため、廃棄物処理施設設置等協議会を設置する。

2 前項の廃棄物処理施設設置等協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(台帳の整備等)

第28条 市長は、廃棄物処理施設の設置等の計画に係る事前協議について、その内容を記載した台帳を整備するものとする。

(電子情報処理組織)

第29条 第23条の規定による報告は、同条の規定にかかわらず、電子情報処理組織(市の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行うことができる。

(補則)

第30条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。